

労災 あんしん 保険

業務災害総合保険

介護業でよくあるこんな事故も補償します!



充実の補償で

職員と会社をお守りします!



おすすめ特約 ① 携行品損害補償特約条項

職員が業務中に携行品^(注)を破損したため、その携行品の再取得または修理に要する費用を会社が負担することによって被った損害に対して、保険金をお支払いします。

(注) 職員が住宅外において携行する職員所有の身の回り品に限ります。ただし、会社から貸与されているものは除きます。

補償額

1事故**5万円**限度
(職員1名あたり)

期間中**50万円**限度



● ベッドから車いすへの移乗中に利用者がバランスを崩してしまい、倒れかけた際に利用者の手が職員の顔に当たりメガネが破損してしまっ

保険金をお支払いしない主な場合

- ・業務の遂行に起因しない損害
- ・置き忘れ、紛失
- ・自然の消耗、劣化、変質、虫食いなどによる損害
- ・汚れ、キズなど機能に支障がない外観上の損傷 など

補償の対象とならない主なもの

通貨、小切手、預貯金証書(通帳、キャッシュカード)、クレジットカード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末 など

雇用関連賠償責任補償特約条項

をセットする会社におすすめ*

おすすめ特約 ② カスタマーハラスメント補償特約条項

職員が利用者やその親族等から受けたカスタマーハラスメント^(注)について、会社が職員に対して負担する法律上の損害賠償責任を補償します。

(注) 日本国内において記名被保険者の顧客により行われた暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布およびこれらに類似の行為をいいます。

- 特定の職員が、利用者から何度も大声で怒鳴られたり、侮辱的な言葉や人格を否定するような言動を執拗に繰り返されたことにより精神的苦痛を受けた。会社側がその実態を把握していたにもかかわらず、担当替え等の適切な対応を行わなかったとして職員から損害賠償を請求された。



※「使用者賠償責任補償特約条項」をセットしていただく必要があります。

さらに

“使用者賠償責任補償特約条項”
をセットされていることで…

Webサイトで

電話で

気軽に
相談

かんたん
手続き

ストレスチェック
サービス

厚生労働省推奨「職業性ストレス
簡易調査票(57項目)」を使用

3つのサービスが

すべて
無料

メンタルケア・
ホットライン

専門のコウンセラー
(看護師・臨床心理士等)が対応

休業職場復帰
サポート

メンタルヘルス不調者の職場復帰について
人事・労務担当者の方にアドバイス



*「業務上疾病等不担保特約条項」をセットされた場合はご利用いただけません。

*本サービスのご利用には、対象契約の保険期間中に回数に限りがございます。

*本サービスの詳細につきましては、労災あんしん保険パンフレットをご参照いただくか、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。

*このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。ご契約の際やご契約後にご注意いただきたいことなど、その他詳細につきましては、労災あんしん保険パンフレットおよび普通保険約款・特約条項集をご参照いただくか、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。また、実際のご契約内容は、申込書をご確認ください。特にご注意いただきたい事項を重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

各種お問合せ先

0120-232-233

24時間・365日

保険のご相談

日新火災
テレフォンサービスセンター

0120-718-268

9:00~18:00 (平日)

9:00~17:00 (土日祝)



<https://www.nisshinfire.co.jp/contact>

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。